(4) 介護予防訪問介護相当事業利用料

区分	程度	利用料
訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援１・２の方で週１回程度の訪問	１ヶ月　11,760円 利用者負担額は上記金額の利用者負担割合の額（1割、2割又は3割）
訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援１・２の方で週２回程度の訪問	１ヶ月　23,490円 利用者負担額は上記金額の利用者負担割合の額（1割、2割又は3割）
訪問型独自サービスⅢ	要支援２の方で週２回を超える程度の訪問	１ヶ月　37,270円 利用者負担額は上記金額の利用者負担割合の額（1割、2割又は3割）

加算	利用料	利用者負担料	算定回数等
介護予防訪問介護相当事業初回加算	2,000円	左記の1割、2割又は3割	初回のみ
特別地域介護予防訪問介護相当事業加算	所定単位の15/100	左記の1割、2割又は3割	１ヶ月当たり
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位の24.5/100	左記の1割、2割又は3割	1回あたり （令和6年6月～）

※　初回加算は新規に介護予防訪問介護相当事業計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護相当事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防訪問介護相当事業を行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当事業を行う際に同行訪問した場合に１月につき加算します。

※　特別地域加算は国が定めた特別地域に訪問介護事業所がありサービスを提供する場合、介護報酬に加算します。

※（新）介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月１日から）は介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的として介護報酬に加算します。